

家族法制部会第36回会議・議事速報

2024年1月9日、法制審議会・家族法制部会の第36回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回の会議で示された「家族法制の見直しに関する要綱案（案）」について、その取りまとめに向けた議論がされた。

まず、要綱案（案）のうちの「親子関係に関する基本的な規律」についての議論がされ、父母が子の養育をするに当たって適切な形で子の意思を尊重すべきであることをどのように規律すべきかを含め、子の養育に関する父母の責務に関する規律の在り方が議論された。

次に、一部の委員から、この部会で要綱案の取りまとめをするに際しては附帯決議をすべきであるとの意見書が提出され、これを受けて、委員・幹事の間で、その附帯決議に盛り込むべき事項についての意見交換がされた。この議論の過程では、家族法制の見直しに伴って家庭裁判所に大きな役割が期待されていることや、父母が子の養育をするに当たっては各種支援の充実が図られる必要があるなどの意見が示されたが、他方で、この部会が法務大臣の諮問機関である法制審議会に設置されたものであることを踏まえると、部会が決議をする権限を有する事項には一定の限界があるとの留意点も指摘された。その上で、附帯決議の文案については、事務当局が法制審議会の権限の範囲との関係での整理をすることとなった。

このほか、今回の会議では、要綱案（案）の内容について、前回会議において議論された項目も含め、一部の委員・幹事から、これまでの議論を踏まえて要綱案（案）を修正すべき点についての指摘があった。また、要綱案（案）に記載された用語の意味内容の解釈に関する意見や、それを具体的な事案に適用するに当たっての留意点に関する意見も示された。

今後、前回及び今回の会議における議論を踏まえ、事務当局から、要綱案（案）の修正案及び附帯決議の案が示される予定であり、次回会議では、その取りまとめをするための議論がされる予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。